様式第４号

**守口市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業**

**給付金支給申請書**

年　　月　　日

　守口市長　様

受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金の支給を受けたいので、守口市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第１０条の規定により、下記のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | 　　年　　月　　日　（　　歳） |
| 氏名（申請者） |  |
| フリガナ |  | 生年月日 | 　　年　　月　　日　（　　歳） |
| 児童の氏名（受講者が児童の場合） |  |
| 住所 | （　　　－　　　　）  　　　　　　　　　　　　　　 |  電話番号（　　　　）　　　　－　　　　 |
| 受講施設の名称及び所在地 | 名　称：所在地： |
| 講座の名称 |  |
| 受講科目 | １ ２ ３ ４ ５ 　　　　６ ７ ８ ９ １０  |
| 試験を免除できる科目 |  |
| 受講期間 | 　　　　年　　月　　日 ～ 　　　　年　　月　　日 　　　　　 （ 受 講 開 始 日 ） |
| 所要費用 | 入学料　　　　円、受講料　　　　円　　合計額　　　　円 |
| 申請者と生計を一にする子の氏名等（注６参照） | (フリガナ)氏　名 | 生年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 個人番号 |
| 住所（別居の場合） |
| 申請者の地方税法上の扶養親族に該当　　　　する　・　しない |
| 振込口座 | 金融機関名 | 口座の種類　　普通・当座・その他 |
| 支店名 | 口座番号 |
| 口座名義（フリガナ）　　　　　　　　　　　 |
| 児童扶養手当の受給の証明 | 上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。　　　　　　（担当者氏名）　　　　　　　　　　　　 　　　 |
| （備考） |
|

（裏面）

（注意）

１　受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して３０日以内です。

２　受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日から起算して３０日以内です。

３　合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して４０日以内です。

４　合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料及び受講料を記入してください。

５　免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

６　「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

（１）現に扶養する２０歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。

（２）婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）民法（明治２９年法律第８９号）上の婚姻をいう。）

７　「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

（添付書類）

１　受講開始時給付金の場合

（１）申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本

（２）申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合）又は申請者の前年（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

（３）受講施設の長が、その施設の認定基準に基づいて、受講者の受講の開始を許可する受講開始証明書

（４）受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

（５）その他市長が必要と認める書類

２　受講修了時給付金の場合

（１）申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本

（２）申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合）又は申請者の前年（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

（３）申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和３６年政令第４０５号）第４条第２項第３号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。）であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

（４）受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

（５）受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

（６）その他市長が必要と認める書類

３　合格時給付金の場合

（１）申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本

（２）申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合）又は申請者の前年（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

（３）申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和３６年政令第４０５号）第４条第２項第３号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。）であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

（４）文部科学省が発行する合格証書の写し

（５）その他市長が必要と認める書類

同意書

守口市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給決定のため、私及び私の世帯の課税状況について、守口市が確認することについて同意します。

住所

氏名